

子ども未来づくり 100 人委員会企画運営支援業務委託業者選定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 子ども未来づくり 100 人委員会企画運営支援に係る委託業者(以下「委託業者」という。)の適正な選定を行うため、子ども未来づくり 100 人委員会企画運営支援業務委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 評価方法及び評価基準(評価項目、点数配分等)の審査に関すること。
- (2) 提案の審査及び評価に関すること。
- (3) 結果の公表方法に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 保健福祉局ネウボラ推進部長
- (2) 保健福祉局政策調整官
- (3) 保健福祉局ネウボラ推進部子ども企画課長
- (4) 保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課長
- (5) 経済環境局経済部産業振興課長

(委員長)

第4条 委員会に、委員長1人を置く。

2 委員長は、保健福祉局ネウボラ推進部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(持ち回り審議)

第6条 委員会は、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができないときには、書類の持ち回りの方法により、各委員の表決を求めることができる。

2 前項の場合において、前条第2項の規定の適用については、表決に参加した者を出席した者とみなす。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）1月17日から施行し、子ども未来づくり100人委員会企画運営支援に係る委託業者が決定したときに、その効力を失う。